

平成29年度第5回協働支援会議

平成29年8月4日（金）午後4時

本庁舎6階 第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、及川委員、伊藤委員、  
吉村委員

事務局：地域コミュニティ課長、神原管理係主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 定足数に足りていますので、始めさせていただきます。資料の説明を含めて事務局、お願いします。

事務局 それでは、事務局のほうから配付資料の説明をさせていただきます。資料のほうは5種類ございまして、資料1のほうが新支援制度の概要、こちらA4横書きのものになっております。

続きまして、資料2のほうが、新支援制度検討における課題の整理というところになりまして、こちらA4横の資料になっております。

続きまして、資料3、こちらのほうが検討スケジュールについてということで、こちらA4横長になっております。

続きまして、資料4、こちらがA3横のカラー刷りのものになっております。こちらのほうが申請に当たっての検討事項についてというような資料になっております。

最後に、資料5のほうは、こちらA3横のものになっております。評価スケジュール検討事項についてというような資料になっております。

資料のほうは以上になります。

久塚座長 ありますか。では、資料はあるということなので中身についての説明をお願いします。

事務局 では、事務局のほうからご説明します。本日の協働支援会議のほうから新支援制度の検討に入っていきたいと思っております。

まず初めになりますけれども、後ほどスケジュールのほうは説明させていただきますが、新支援制度のほうは平成30年度から実施していくことを予定しておりますため、年明け

の2月ぐらいからは具体的に募集の事務などが進んでいくような流れになってくるかと思えます。そのためかなりタイトなスケジュールになってしまうことを委員の皆様にもあらかじめご理解いただければと思っております。

早速次第のほうに沿って説明させていただきたいと思えます。

まず、①番の第一次実行計画区長査定結果についての報告ということで、こちらのほうを報告させていただきます。平成30年度から始まります区の実行計画の策定に当たりまして、先日区長による査定のほうが行われました。いわゆる区の内部的な決定になります。

結果につきましては、資料1のほうにお示しさせていただきました。こちらの協働支援会議の委員の皆様の方で協議していただいた内容になっておりますが、こちらのほうがほぼ通った形となりました。

具体的な中身としましては単独事業のほうが年間200万円、1事業当たりが50万円の上限。区との協働事業については予算額600万円で1事業当たり300万円が上限。こちらは支援会議のほうでもんでいただいた内容が通ったような形となっております。

また、年度ごとの補助率につきましても資料1に記載をしているとおり、それぞれ助成額のほうが1年目、2年目、3年目と変わってくるような流れで査定のほうが行われました。

この手続としまして、こちらの実行計画、区のパブリックコメントとかにかけられてくることもありますので、金額等はまだ確定ではありませんが、一応区の内部的な決定がとれたということで、早速支援会議のほうで制度の詳細設計のほうに入っていければと思っております。

久塚座長 よろしいですか。まず一つ目ですけれども、内部のことについては固まってきたという。委員の方たちがいろいろアイデアを出してもらったということと、ちょうど大きな見直しのときに当たったということ、プラス事務局のほうもすごいアイデアを。ただ単にもうお金がだめ、というのではなくて、何か工夫がないかなと頑張っていたいてこういう形になりました。どうもありがとうございます。

あとはパブリックコメントを含めてという通常の手続に入っていきます。では、②のほうに移ってよろしいですか。

各委員 はい。

事務局 では、次第のほうの②、新支援制度の検討方法についてご説明させていただきます。こちらのほうは資料2のほうをごらんください。新支援制度の実施に当たりまして

は、先ほどご説明しました資料1のとおりおおむね決まっておりますが、これに加えてこれまでのNPO活動資金助成や提案制度の課題を整理しまして、それらをクリアにすることでよりよい制度にしていきたいというふうに考えております。

そのため支援会議や事業課などから出た意見、また事務局で把握している課題などを資料2のとおり整理させていただきました。資料2のほうの見方なのですが、左から3列目に記載しているのが助成制度と提案制度の課題で、次の右の列に意見とありますがこれまで意見で出たものとなっております。黒字のほうが委員の皆様からこれまで指摘された意見。赤字のほうが事務局として課題として認識しているもの。青字のほうが提案制度の実施団体、事業課から意見として上がってきているものとして整理させていただきました。

それらの課題に対してこれまでも取り組みを行ってききましたが、依然として積み残しとして残っているものを整理させていただきましたのが、一番右側の検討事項となっております。こちらにつきましては、新しく制度を統合しまして、資料1の概要が決まった中で解決が考えられそうなものは既に検討済みということで記載させていただいておりますが、今後検討していったほうがよいと思うものにつきまして、それぞれ①から⑨まで番号をつけさせていただきました。

例としましては、検討事項の上から3行目の①の審査基準の見直しですが、こちら統合後の制度では、地域課題の解決を図っていくことということをまず目標にしておりますので、現在のNPO活動資金助成では事業効果の審査基準というところの項目がありませんので、その辺の項目を追加するなど審査基準自体を今後見直すことを検討事項として考えています。

また、事務局としまして、今回の制度改正に当たりまして、特により使いやすい制度にすることを目指しておりますので、実施団体、事業課の負担というものをできる限り低減していきたいというふうに考えております。

そのようなところから②、④、⑤、⑥などの書式や評価方法の見直しなどを検討事項としてやっていきたいというふうに考えております。

項目はちょっと資料2のほうは多いのですが、ちょっとすべて説明していると時間がかなりかかってしまいますので、説明のほうは以上とさせていただきたいと思っております。

久塚座長 検討事項というのも、担当部局として漏れないということとお任せして当

然いいのだと思うのです。委員さんたちのほうで下手な心配はしなくていいと思いますので、書式を含めてこういうふうに検討する項目がありますということです。

では、資料2を使った説明はよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、次に進んでください。

事務局 続きまして、検討スケジュールのほうをご説明させていただきたいと思います。こちらは資料3となります。こちらの資料3のほうをごらんください。

検討スケジュールとしまして、まず上の大枠を決めていくことから、具体的な詳細設計や手続の整理というふうな順序を立てて検討していきたいと思っております。冒頭にも申し上げましたが、平成30年度から実施する上で区の手続になってしまうのですが、一番下の行のところ規則改正というものがちょっと手続として出てきている関係で、目安として年内ぐらいにはある程度新支援制度の内容というものを上げる必要があるのかなというふうに考えております。

そのため1番の一番上の検討の流れというふうに記載してありますけれども、事務局のほうで具体的なたたき台というものを提示させていただきますので、それについてのご意見などをいただくような形で検討のほうを進めさせていただければと思っております。

久塚座長 この資料3を使ったのでは、こういうスケジュールでよろしいですかということの確認でよろしいですか。

事務局 はい。

久塚座長 では、8月4日のところと9月8日のところの第6回の支援会議でこれをやりますよというのが具体的な中身で、きょう8月4日のものについては、事務局（案）提示ということで審査スケジュール、評価スケジュールというのが上がったということになると。

よろしいですか、このような形で進めていきます。エンドが11月のところで、規則改正ということに間に合わせるようにするとそうなるでしょうということ。

関口委員 ゼロベースではないですから、検討は今までもあったこと。

久塚会長 では、ちょっと忙しいのですけれども、こういう形で進んでいきますので。9月8日、10月中旬と11月中旬は候補日が上がっていますけれども、これはまたメールでお知らせいたします。よろしいですか。

では、次第のほうの具体的な本日の中身です。

事務局 ご協議いただきたいところで、③の新支援制度の実施スケジュールについてということでご検討いただきたいと思っております。資料のほうは資料4のA4横長のものになっております。

そうしましたら、新支援制度の実施スケジュールにつきまして、当初の概要を決める段階では、NPO活動資金助成と提案制度を一つの制度に統合するということから、同時期に募集することを予定しておりました。

また、一方で同時に募集することによるデメリットもあるかと思っておりますので、再度実施スケジュールのほうのご検討をお願いしたいと思っております。

資料4のほうなのですけれども、一番左側の列のほうが現行のNPO活動資金助成と提案制度の実施スケジュールになっております。また、この表の上の条件というふうに黒がチで二つございますけれども、こちらの前提としまして、単独事業のほうは採択年度と実施年度が同一のため、可能な限り早い時期で決定を目指しております、区との協働事業のほうにつきましては、採択年度の翌年度から実施していることになるため、こちらのほうは予算編成の時期に間に合うように、おおむね9月ごろの決定を予定しております。

このような考えから案1、案2、案3と具体的な案をつくらせていただきました。案1のほうは現行と同じような日程で実施するような案になっております。こちらのほうのメリットとしましては、それぞれの制度が明確にスケジュールが分かれていますため、申請者のほうに混乱が生じにくいこと。手続の面でも審査時期などがずれるためわかりやすくなるようなことがメリットとして考えられています。

また、デメリットとしましては、一つの制度として統合するというのが印象としてやや薄れてしまうようなものになってしまうのかなというふうに考えられています。

続きまして、案2と案3になりますが、こちらのほうは基本的に単独事業のほうは案1と同じようなスケジュールで実施することを考えておりますので、こちらの資料のほうには記載しておりませんが、単独事業のほうは案1と同じようなスケジュールを考えております。

こちらのほうは案2、案3のほうが単独事業と同時期に募集をして、審査のほうも同時に進める。こちらのほうのメリットとしましては、同時に募集を行うということで一体の制度として見やすい。また、申請者が二つの制度を比較して検討しやすいということがメリットとして考えられております。

やっぱりデメリットとしましては、二つの制度が同時に募集するというので、手続の

面で混乱が生じやすかったり、申請者のほうの確認の混乱が生じてしまうということが考えられます。

それぞれの案のほうのご説明は以上とさせていただきますが、事務局のほうではこのようなメリット・デメリットを考えまして、1のほうで実施することが妥当ではないのかなというふうに考えておまして、委員の皆様のご意見をいただければと考えております。

久塚座長 推奨される制度は案1ということだけれども。わざわざつくりかえて1個の制度でいくよというのが少し薄れるということです。だから、一つの制度でコースを二つに分けたような位置づけだけれどもということですが。確かに2と3、できれば魅力的だけれども、相当混乱と行政にリアクションもさせるなどか、年度をまたいで綱渡りがあるなどは思います。

伊藤委員 これ、『手引書』はどっちであろうと同じじゃない、ボリューム数と。一緒になっているか、別々につくるかという話だけでしょう。

宇都木委員 区民の側に混乱が生じないだろうか。思い違いで。

久塚座長 ということは、ちょっと時期は分けたほうがいいと。

宇都木委員 一緒にやるにしても何か工夫をしなければいけない。午前と午後ぐらいの話ではあまり効果が出ないかもしれない。ちょっと間を置くとか何かしたほうが。

久塚座長 問題は区民だけではなくて委員の方々も。ここを同時にすることのメリットが弱いですね。

宇都木委員 1年目はちょっとずらしてやってみて、それでまた次の年に何かもう一遍検証してみて、これは一緒にやっても大丈夫だとか、やっぱり離れたほうがいいのかと1回検討したほうがいいんじゃないか。今までの制度が頭に入ってくる、1年目は。

関口委員 いや、現実みんなそうです。団体のほうからすればもう。

宇都木委員 団体のほうが、今までの制度なら来年申し込もうかなとか、そういう人たちがいるかもしれないけれども。

久塚座長 もし万が一、2とか3でいこうとするときに、広報とか事前情報として、新宿区としてこれをやろうとしたらいつごろからどうしなければいけない？

事務局 区からの課題提起というのが2月ぐらいに上がってしまうので、うちとして各課にどういう制度になりましたというのを、できればその前段階ぐらいに周知をしたいと思っておりますので、そうするともう1月とかに概要を説明するような。

久塚座長 準備期間がこれ、やっぱり広く知っていただいとすることを考えると。

だから、今までの経験からちょっと時期をずらすのがハードだなという気はする、魅力的ではあるけれども。

宇都木委員 それと事前説明会を少し何かやったほうがいい。

久塚座長 そうですね、もしそうするなら。だから、時期がずれていて、今までのとおりだと新しい制度になりましたと事前説明会をやっても少しこちらは気分が楽というか、ホッとほするのでしょうか。時期が変わるときついよね。

宇都木委員 せっかくやるのだから、あまり混乱が起きないようにしてやったほうがいいから。

関口委員 あと分けたほうがいい点として、これ単独事業で落ちても協働事業に再チャレンジできますよね。

久塚座長 逆に言うと落ちてもというのではなくて、両方できるようなところがいたり、書類の作成を含めて底力を持っているようなところだと。

これ、規則のところ書き込む必要はあるのですか。例えば50万のほう、50万とか金額で単独のものでやったところが申請はできるとか、できないとかいう場合に。

事務局 場合によっては、重複はないかなというふうには。

久塚座長 そうですよ、だから今度は1個の制度になったときに。

新制度、というかここで結論を今は出さなくてもいいのだけれども。論点としてこれは早目に。

事務局 そうですね。

宇都木委員 だけど、機会均等を奪ってもいけないから、あまり縛りをかけてしまって。

だから、ここ、だけれどもでは能力があるところだけ全部とってしまってなんていうところもあり得るから、そういうところをどう調整するかということも考えなければいけない。

久塚座長 だから、一つの制度だけれども、それぞれが持っている目的を考えたときに重複というのをどう位置づけるかということで議論しなければいけない。

申請に当たってのこの時期、スケジュールというところに戻しますけれども、どうぞ。

関口委員 これ前々回ぐらいでもあったと思うのですけれども、その新宿区さんのほうでやっているほかの助成金制度の子どもとかいろいろあるじゃないですか。あれのスケジュール的には別にこの案1、2、3、どれでいってもそんなにこう？

事務局 基本的にはどこも4月募集というのだったりするので、4月から5月ぐらいに

募集。

宇都木委員 それは応募するほうがどれがいいかという選択をして応募がくるよ。あまりここはそんなに神経使わなくてもいいのじゃない？

吉村委員 すみません、意見ですけれども。一つの制度になって、やっぱり広報は1回。同じものとして広報しなくていいのですかと感じる時もある。

だから、まずこういうのがありますと言って、公開はここですという広報の仕方をするなら。

宇都木委員 そういことでしょうか。総論、まず最初に今度の助成制度はこう変わりますよと言って、それで具体的にはもう1回個別の募集は5月の中旬。

久塚座長 だから、吉村さんの発言の中で重要だと思われるのは、今までのいろんなことのお知らせ、広報、傍聴を含めてその出し方がバラバラ、時期が違うという出し方が強過ぎると、それぞれ違うものに見えてしまうので、1個というのはあくまであって、それがわかる形かどうか、積極的にそれが見えるというか、スケジュールも違うということが、積極的に見える形の表現方法。

関口委員 あともう1個いいですか。結構重要な前提条件の変更として特に活動助成のほうなのですけれども、NPO法人縛りが今回外れるじゃないですか。NPO法人というのは、ちょっとデメリットの一つとして設立までに時間がかかるというのがありまして、東京都さんも頑張ってくれて、今2カ月まで短縮してくれたのですけれども、かつては4カ月かかっていたのです。

今回単独事業のその縛りが外れるということは、任意団体であればきょうつくれますので。というのは、つまり例えば広報でこういうのがあるのだというのを知って、ああ、では新宿区が応援してくれるなら私もやろうと思った方が、多分申請できるようになるので、50万コースでも300万コースでも。

ということなので、そこら辺は多分広報とか事前説明会とかというののある意味幅が広がると思いますか。

宇都木委員 それは異論を挟むようだけれども、設立してから1日ではだめだとか、設立してから3月から半年だとか、それは条件をやっぱりつけないと、それはきのう設立しました、はい、助成金を出しますというような手続ではやっぱりそうはいかないのではないの？

関口委員 少なくとも門戸は開いていいと思います。



宇都木委員 いや、門戸は開いている。だから、ある一定の期間はやっぱり猶予を置いて門戸を開くというのは、任意団体でもいいということにするのだから。そこはやっぱりきのうつくって、きょう申請というのは、それはちょっと無理だと思う、それは。

久塚座長 それは結論としてどうするかということは、話し合いをしなければいけないことだろうと私自身は。これは個人として思いながら、審査の結果として出てくるもので、きのうつくってという言葉をはなからあまり入れなくてもいいのだと思うけれども。

伊藤委員 だけど、この新制度はNPOでなくてもいいのだから。ボランティア活動団体、市民活動団体。だから、だれでもできるということでしょう。

宇都木委員 この審査項目は団体に対する信頼度だとか、そういうのは入れておけばそれはそれでひっかかるのかもしれないから。

関口委員 それはさすがに1日のは落ちると思いますけれども。よほどのことがない限り。

伊藤委員 団体の要件から見ていくから、今度は。

久塚座長 だから、この目をつけて判断するところが、位置が変わるということだ。NPO、今まで新宿区に登録されているとか、NPOであるということによって自然にクリア、設けた基準というのが既にあった上での審査だったのだけれども、今度はその前のところから始まるから。

関口委員 そう、そう、だから多少そこら辺は一次で落とさなければいけない。

宇都木委員 相当やっぱり審査は気をつけてやらないといけない。

関口委員 そのためにも分けたほうがいいです、手間もかかるから。

久塚座長 やっぱりちょっとここと新宿区でこういう結論を出したわけだから、結論を出すときに相当委員会としての責任を問われるようなことが出てきます、もうもちろんリスクは。それだけこう区民が自主的に、市民団体がやるということをサポートするというのがそういうことだから。何でもかんでも最初からブレーキをかけているというのは、そういうふうに社会が動いていけないので、社会の構造上少しでも変化させようと思ったらリスクは伴うので、それを一緒に委員の皆さんと一緒につくろうということなので、それでいいのではないですか。

これ、スケジュールは案1でいくというものが委員会の結論になる。

吉村委員 だから、この一番上の広報掲載のところの間、協働事業の間に線が入っているのでこれをとってほしいのです。広報掲載を単独事業だけにするので、まずは全体をそ

れぞれ。

久塚座長 協働事業。だから、吉村さんの発言はとても大事で、広報掲載というものの左側が3月で右側が5月になっているから、それを。

吉村委員 まだ1回は全体をやるということにさせてほしい。

久塚座長 重要な指摘だと思います。だから、デメリットの広報時期、募集期間がずれるためというような、広報時期というのがずれるためというのは、はなからこういう書き方でいいものかということですよ、早々に。

吉村委員 一体の制度としてまず見せるべきだという。

宇都木委員 それは担当のところは、新制度はこれ、こういう制度になりましたというのを1回やらなければいけない。

関口委員 多分『広報しんじゅく』で言うと、ちょっとだから特集みたいにして少し1回やっていただくのだと思います。

宇都木委員 個別事業の募集とはまた別にやらないと、混乱するから。

吉村委員 せっかく新制度にするのだから。

関口委員 生まれ変わりますみたいな、使いやすくなりますと。

事務局 新しい制度の周知に関しては、この時期より前に1回できるようであれば1回しておいて、3月の中旬に公募のことを全体でまず1回かけて、5月の中旬に区との協働事業だけ、再度募集のことをもう一度アナウンスするというような形でできると一番いいかなとちょっと思っていますので。

久塚座長 それが記録として残るような、こういうものの中にバーが入っていると、何か広報自体も2本立てかなみたいなふうに見える。

事務局 3月中旬をとります、真ん中の線をとります。

久塚座長 では、もう一つの資料を使って。

事務局 こちらの資料4のほうで申請書のところもよろしいでしょうか。ちょっとご意見がありましたけれども、『手引き』と申請書について、『手引き』1冊にするとかなり用量が大きくなってしまいますので、ちょっとわかりにくいのかなというところがありまして、それぞれの制度ごとに『手引き』はつくと。申請書も審査基準とかが具体的に違ったものになってきてしまうかと思しますので、申請書自体の様式も当初一つにというような意見がありましたけれども、二つの、2種類の申請書にしたほうがちょっとよろしいかなと思しますので、このような方法で決めさせていただきたいのですが、よろしいでしょう

か。

吉村委員 分冊になるというイメージですよね、別々のものをつくるとか、同じ、だから1ページで分冊になったりとか。

関口委員 同じシンボルマークとか、そういうゆるキャラとか使えば同じ制度に見えますから。

久塚座長 そうですね、異なるものを、だから2個やっているというのではなくて、1個やっているのの第1弾と第2弾みたいなところをわかりやすいようにしてくださいということ。よろしいですね。

各委員 はい。

久塚座長 では、資料5について。

事務局 では、次第のほうの協働事業評価制度スケジュールについてということで、資料5になります。こちらのほうは協働事業の評価スケジュールの評価のほうになります。評価スケジュールにつきまして、新支援制度のほうでは今やっている協働事業の評価における課題というものを整理した上で実施していきたいというふうに考えております。

様式や評価項目につきましては、別途検討とさせていただきたいと思っておりますが、まずスケジュール面で本日もご検討いただければと思っております。こちらの資料5のほうで現在の評価スケジュールにおける課題というものを掲げさせていただきました。

まず、1番の現行制度のスケジュールと課題についてというところで、時系列で課題のほうを示させていただいております。まず1年目のほうですが、一番左側のところ、9月から評価が始まりまして、約半年で評価するような形になっておりまして、こちらのほうの課題としてまだ実績がないというようなことや、効果測定が困難という課題があったりもします。

続きまして、こちらのほうの1年目と2年目の間のところになりますが、2年目の評価のところ当たりまして、1年目の評価の報告書が大体1月ぐらいに区長のほうに報告されて、2年目の評価というところが5月から6月ぐらいに2年目の評価というものが始まってくる形になっております。

このようなスケジュールにおきまして、1年目の評価と2年目の評価の間というのが大体4カ月ぐらいしか期間的になく、評価報告書の内容を受けての事業内容の修正であったり、またその修正内容を踏まえた実施する中での効果というものが、なかなか時間的に発揮するのが難しいような課題というものがあるのかなというふうに考えております。

また、短時間で評価をすることで、団体や担当課の負担にもちょっとなくなってしまっているというふうに課題として認識しております。

続きまして、2年目の評価報告書の提出が9月の右のところになりますけれども、こちらのほうの2年目の評価の報告書の内容を受けての具体的な事業内容の修正というところなのですけれども、現在の制度でいきますと契約時の仕様書のほうで具体的な事業内容というものが定められておまして、評価報告書の中でご指摘を受けての契約書の仕様書の変更というものが、ちょっと難しいような形になってしまっております。

また、予算的にも年度当初のところを決まっておりますので、費用の増額を伴うような変更というものもちょっと事業課さんであったり、実施団体的に難しいようなものになっているようなことが考えられております。

そのような課題というものを右の点線の四角の枠で囲ませていただいております、こちらのほうが課題をまとめさせていただいたものになっております。このような課題を踏まえまして、新しい支援制度ではこのような評価の方法も一度見直したほうがよろしいのかなということで検討課題とさせていただきます。

具体的な検討案としまして2番の評価スケジュールの検討というところになっております。こちらのほうの案としましては、まず現行の制度、一番左側になっておりますが、現行の制度のままでいくか、A案、B案というふうに記載させていただきました。

まず、真ん中のA案のほうのご説明をさせていただきます。こちらのほうの中身につきましては、今やっている1年目の評価というものを実施せず2年目、3年目を6月ごろに評価を実施するというものになっております。

また、合わせて現在やっていない3年間の事業を終了した上での3年間の事業の評価というものを実施するような案になっております。こちらのほうの案のメリットとしまして、2年目の評価と1年目の評価のスケジュールがタイトになっているのが解消されるというのがメリットとあります。

一方で、1年目の評価というものを実施しないため、2年目の実施に1年目の反省というものが反映されないというような課題があります。

続きまして、一番右側のB案になりますが、こちらのほうにつきましては、中身のほうを言いますと1年目、2年目、3年目すべて同じ時期、10月の時期に評価を実施するといったような案になっております。こちらのほうも現行の制度、1年目と2年目の評価スケジュールがタイトになっているというような課題が解消され、同一時期に評価を実施す

ることで時点的な評価というものをしやすいような案になっているのかなというふうに考えております。

デメリットとしましては、1年目の事業の評価の途中で事業評価を実施しなければいけませんで、評価報告書の提出というものが今と同じ1月ごろになっておりますため、具体的に予算に反映するというのが時期的にちょっと難しくなってきたようなスケジュールになっております。

それぞれのメリット・デメリットがあるかと思いますが、今回の制度の改正に当たりまして、評価スケジュールというものの見直しをさせていただければと思ひまして検討案のほうを提示させていただきましたので、ご検討のほうをお願いしたいと思っております。

久塚座長 ちょっとこれ1回延ばして次回に回しても、考える前提になるような条件というのがもうあまりないのです。

伊藤委員 これ1年目の評価を目をつぶれば、このA案のほうがこの区や何かとの関係でも一番いいわけでしょう、報告や何か早まっていい。

久塚座長 ただ、300万つけてというのが動いているときに実施せずというところがすごくきつい。

宇都木委員 それ、1年目の評価はやらなくてもいいということで、区のほうが手続上それでいいのかどうか。単年度予算だから、来年度予算はことしの評価がよかったから来年またつけましようという話になるわけでしょう。単年度予算だから、要するに3年間で1年間、今で言うと1年間300万、3年間で1,000万か。それが最初に1,000万が決められるのではなくて、ことしやったから、ことしの実績があるから来年もまた続けてやってください。だから、300万つけてくださいよと。そこを省略してもいいという何か条例か何かでそういうことができれば、単年度予算で報告してしまうから一番いいのです、それは。

関口委員 いや、だから結局どの案も一長一短があつて、全部を満たす解があればそれはいい。そんなことを言ったって、だから下段に書いてありますけれども、要はその議会のどうのこうのと言つたって、半年も走っていない事業の評価というのに効果があるのかという話をしているのでしょ。

久塚座長 同じ評価書を使わないという方法はあるでしょう。評価せずじゃなくて、評価するけれども、その半年しか走っていない段階でも。

その翌年度につなげることを是とするかどうかということですよ？だから、次の年度

にお金をつけるかどうかの判断をいずれにしても予算上はしなければいけないけれども、3年間一体的なものとしてこちらは考えなければいけないという、利益も見なければいけないから、その1年目は評価はもちろんするけれども、評価の方法とか中身を少し変えるということではだめなのですか。

宇都木委員 だから、3年間事業を通して見てやりましょうというそういう制度に変えたというのは物すごく大きな変更なのです。区にしてみればそういうことはあり得ないことだ、常識的に言うと単年度予算だから。

久塚座長 そうなると発想をもうちょっといい方向に、1年目、そもそも採用するかどうか。1年目としてそれで助走期間でどうなのか。2年目としてどうなのかというのは、この評価のやり方というのは少しウエートのかけ方が違うと思うのです。

宇都木委員 だから何らかの格好でそのところはクリアしてできるというのなら、それはそれでいいのです。

関口委員 そのために案をつくってくれたわけじゃないですか。私も思ったのですけれども、3年後全部終わっての報告がないというのも確かにいかなものかというところで、それは確かにもう終わっている事業もあるから、それは改善のための評価ではないですけども、それはある意味区民の方々の税金をいただいてやった事業が最終的にどうだったのかというのは、確かに記録として残しておいて説明責任として果たすべきだと、私たちが選んだのだから、その事業を。やっぱりそれはあったほうがいいと思います。

久塚座長 両方おっしゃることはわかります。もう極論したら切りがないから、だから4カ月たってどうのこうのと言うのだけれども、採用したけれども4カ月もたたないうちにこれはもう1年目でもう破綻しているみたいなところが出てきたら、これはどこかで評価して切らなければいけないわけでしょう。実施せずというのはちょっと言葉がきついで、1年目の評価、2年目の評価、3年目の評価とそれぞれウエートが違うのではないかなど、評価のウエートが。

関口委員 1年目は簡易版みたいなことで、だからこれまでのフルスペックではないけれども、何かヒアリングだけはやるとか。

久塚座長 もっと言えば事業を提案してもらうときに、この10月なら10月で評価するじゃないですか、簡易版で。そのときまではどこまで走らせているかというようなことを審査の段階で、あるいは相手に求めるというか、1年目の評価というのはこういう形になるというのが、その段階でやらしていなくてもある程度評価しますと。

関口委員 A案の10月ぐらいにちょっと簡易ヒアリングでも簡易評価とかいうのが入る、プレ評価とか何かというのが入るというふうな。

久塚座長 何かそういうのがいいかなと。せずというのではなくて、やったほうが私はいいと思う。

宇都木委員 だから、報告は、事業報告で進捗状況、計画どおりしているかどうかという報告で点検するということがいいよね。よほどそこでとんでもないことになっていれば、これはまた別なことをすればいいので。

久塚座長 現行とA案はあまり変わらないということなのでしょう。

現行でぎちぎちやると、ちょっとやっぱり採用された1年目で足腰強いところは大丈夫だけれども、そうじゃないところにはこちらが選んでおいて申しわけないなという気持ちにはなる。関口さんは何案がいいの？

関口委員 私はA案の何かプラスアルファぐらいがいいと思いますけれども、だから事務局の方が案をつくってくれた。要はお互いの負担軽減というのもあって、これはごもつともだなと思ったのです。1個前のペーパーでもちょっと書いてあったのですが、その評価の負担が大きいと、自己点検シートだとか、ああだ、こうだとさんざん私ら書かせているじゃないですか、ヒアリングのときもプレゼン資料を用意しなければいけないし。

NPO的視点から言うと、あまりに評価の負担が大きいのだったら、だつたらもっと事業自体の改善のために時間を使いたいです、同じ24時間しかないのです。評価のためのプレゼン資料をつくっている時間に多くの人を救いたいという、困っている人のためにアポをあげて何か活動したいというのがNPO的な意図なので。

それからすると極力やっぱり評価のための負担は軽減していくという方向で設計してほしいのです。

宇都木委員 一番心配するのは、それは要するに区のいろんなところの規定にひっかからないでこれでも大丈夫なのだというのだつたら、それはそれでいいのだ。

久塚座長 だから、この委員会として多くの委員の方がほかの事業、似たようなところの子供のこととかやっているようなところで共通した報告書だとか評価だとかいうのをやるのだと思うので、それと比べたときにこれで大丈夫でしょうかということだけは押さえておいてください。

及川委員 すみません、及川です。私は1年目の評価も必要なのかなというのはいちよつと考えているのですけれども、それを簡易的なものにしたほうがいいというのは同感です

ので、まず1年目の評価を極力簡易的な評価内容につけていただいて、団体さんに負担のない内容だけでも評価は評価なので、1年目に関してはスライド式、評価書を分けるという案を採用して、1年目の事業に関しては2年目の評価書をボリュームアップしてそこで対応する。

そのような形で分けて、とにかく1年目でも評価をしていくというふうにしないと、この書式までをすごく整理してくださるといふふうには書いてあるのですけれども、そのボリュームはどの程度下がっているのか。それはこれから決めることなのですか。

事務局 ちよっとうちのほうで考えていますのは、先ほど関口委員のほうから説明がありましたように自己点検シートとですとかいろいろな書式というのがちよっと負担にはなっているかと思しますので、その辺まだ具体的に見直す作業には入っていないのですけれども、総合的に見直すような形では考えています。

久塚座長 大変と思われるところが多いと思うので、それをここの委員会の意見も大事だけれども、実際に走っているところを担当している事業課を含めて1年目どうだったというのをそれとなく聞いていただいて。

だから、評価を適正にするためにも早い段階での評価というものは、2年目の評価と異なる評価方法が望まれるということでしょう。簡易版と言うとちよっと違うかもしれないけれども、2年目は2年目で適正にやる。1年目は1年目で適正にやるので、1年目というのは時間が短いので、それを適正にスタートアップをするかということに力を入れてやって。

及川委員 ボリュームは3分の1ぐらいに下げるのは難しいのでしょうか。それ、項目ごとに評価して、やっていないところに関しては1、2、3番は評価せずで、あと4番、5番を例えば下準備はしているとか、こういう活動はしているというところに関しては評価できるけれども、別の部分を2年目のところが。

久塚座長 だから、早目にスタートにかかわるところとか、そういうのに近いものに力点を置いてちよっと。

逆に言うと現行でそのままやっていて、その幾つかを目をつぶるというやり方でも同じことなのだけれども。

宇都木委員 だから、むしろ1年目の協働事業では相手方の事業課が1年目のことについては責任を持って書いてもらおうと。2年目以降は、1年目、2年目については委員会の点検を受けると。もちろん必要なら3年目もやるとか、だから。そういうふうに少し事業



課に主体性を持たせて、1年目のところはやっても。

久塚座長 ただ、そうすると書式なんかがちょっと大きく変わってしまうので、宇都木さんの発言も重要だけれども、そこまでそうするかどうか、これから検討する時間はあるだろうから、事務局のほうに初年度についての評価の案というか、するということでもいいですよ。2年目、3年目と同じペーパーを使ってやるということではないということを考えるということによろしいですか。

吉村委員 というか、今2年目、3年目も今のシートじゃなくて簡易というか、もう少し負担が軽くなるようになるのですよね。だから、もしかしたら同じものでできるかもしれないしということですよ。

宇都木委員 いや、それは中身は簡単にしても、やっぱり事業評価だから意見をつけるわけだから、だからそれはそのまだ始まって間もないときにそれをやって、それは本当にそれで評価するに足りなのかというのがきょうの問題提起でしょう。

事務局 事務局からよろしいですか。一応今後の方向性として、資料3のほうで書式変更というところが結構ございまして、⑥の事前ヒアリングシートとかがありまして、ちょっとこちらのほうで考えているのが、事業内容の見える化の資料作成というところで、各事業の推移がちょっと見えにくいようなものになっているのかなと思いますが、それぞれ自己点検シートに書いてあったり、事前確認書にバラバラに書いてあったりするので、評価のほうもしにくいのかなと思いますので、この辺の見える化とかをそれぞれ評価していただくところも評価をしやすいやり方、事業が実施団体さんのほうも事業が見える化することによってわかりやすいような評価資料等をつくることによって、お互いに軽減するような方向で考えております。

付随して評価基準とかも合わせて検討はしていきたいと考えております。

久塚座長 スケジュールの評価の今後の中身まで絡んでいるので、ちょっときょうは難しいと思う。ただ、いずれにしても何らかの形でやるという。それがどういう呼び名かは別として。だから、きょうはもうここでとめておいたほうがいいのではないですか。

同じところでぐるぐる回っているんで、事務局のほうでこういうのができるかなとつくってもらって、それで進めてみましょう。

事務局 次回の会議で資料3のところでありまして、審査基準とかありますけれども、評価方法ですとか書式とか、総合的にこちらのほうで案というか、たたき台のほうをお示しさせていただきますので、そこに合わせて評価のスケジュールのところもまた検討いた

なければなというふうに思っております。

関口委員 別に今、どうこうというあれではないのですけれども、これ、もっぱら協働事業、つまり300万コースの話だけでしたけれども、50万コースは評価はいいかというところでいいのですよね？

50万コースはとりあえずやりっ放しでいいかということ。つまり現状と、現行と同じことで。

久塚座長 まあ、それ、何か書くにしても、評価というのがあまりなるかどうかわからない。できなかったというのは団体の責任ばかりではないもの。

関口委員 いや、そうなのですから、この助成率のこれも3回目というのまであるじゃないですか。つまりどっちも3年、いいことだと思っている発言なのですが、統合したことで基本的にどっちも単年度というか、3年ぐらいのスパンを見据えた制度設計になったわけです。

結局今までは別の制度だったので単品、単品でこの50万コースのほうは見てきましたけれども、どっちかというところが協働事業提案制度のほうに寄ってきて、3年間でこのある意味。もちろん助成の審査は単年度でやるけれども、3年スパンでいろいろ計画書を出してくるかもしれない。今後申請書様式に3年計画を出させるかもしれない、50万コースも。

ということだと、ちょっとこのきょうお配りいただいたこの評価のほうのスケジュールはあくまで協働事業、300万コースだけですけれども、50万コースのほうも少しその評価という取り組みをどうとらえていくかというのは考えてもいいのかなと思っただけです。

いや、もちろんだから50万でそこまで求めるのかという話はあるので。

及川委員 50万円の団体にはどんどん出てきてほしいなというような形なので、例えば50万で結構うまく区民のニーズをとられるものが出たら、次300万の大きなところまでに移行できるという安全策もとれるではないですか。

ということを考えたらやっぱり50万のところは、もうあまり細かい評価はせず、その分頑張ってきてちゃんと運営をやっただけならいいなと思いますので、やっぱり書式のことをぜひお願いしたいのですけれども、区の方がつくっていただくと毎度同じところをだいたい残しつつという柔軟な策になってくるかと思うのですけれども、思い切ってちょっと、かなり使いやすいものを重視でということを出していただいて、今度は一方で簡易版がい

いかというと、やっぱり先ほどから申し上げたように3年後を見据えると安全に、安全に  
どんどん反れないような内容の評価書をつくっていただけたらいいのではないかなと思  
います。

久塚座長 おっしゃることはよくわかるのですけれども、皆さん方がよく知っている団  
体とかいろいろどういう団体だって、NPOだと法人格を持っていれば調べようがあるの  
ですけれども、今度はそれを取っ払ったものですから、あまり評価の基準がないわけ  
です。

そうすると、書類のつくり方とか書いていることなどによらないと市民団体で、極端に  
言うときのうつくったというのはそれは無理でしょうというのはわかるのですけれど、  
それまであるみたいな話でやっていくと、では適当にペラペラうまいぐあいにしゃべれる  
のがスルーしてしまうとなると、一体何だったのだという話になるので、枠を広げたとい  
うことは、枠を広げたからそういうのまでオーケーではなくて、こういうを持っている  
ところとか何とか縛るのをやめましょう。それを持っていなくてもしっかりやっている  
ところは幾らでもあります。はなから法人をとらないところもあります。それを採用しな  
いということを進めていくというところを大事に見ようと。

であれば、書類ぐらいはある程度のハードルが高くてもつくれるでしょうというふう  
にいくわけです、ほかの判断基準はないものですから。

そういうNPOに限りませんと言ったときにそういう新しくできている集団で、団体と  
いうのがどれぐらいの書類を書けるものなのかとなりますよね。書類というか、そも  
そもパソコンたたいてくれるのだけれども、そういう求められているようなものがない  
のがそういう団体ではないですか。電話一つ引いてないみたいな、住所もないみたいな。

そうなるこちらが求める様式自体がお門違いなのです、市民団体をつかまえるときは、  
役所がつかまえるというのは、法人格を持っているものをつかまえることができるよ  
うな書式になっているものですから、だからNPO法みたいなのができてきたわけ  
でしょう。

だけど、またそれが求めているハードルが高くなっているんで、実際すばらしいこと  
をやっている団体に求める評価基準としての書類というのは何が大事かというとな  
非常に難しい。事務局に考えてもらいます。

吉村委員 単純な質問を1個だけ。この300万とか50万というのは、私ちょっと  
これを検討しているときいなかったんで、上限額とは補助基準額ですか。だから、  
実際にもらえるのは300万の4分の3？

久塚座長 そこが説明会を含めてわかりやすい形で例示できるようなものをつくら  
ない

といけないよね。

久塚座長 では、今回は9月8日で、その後事業視察はまだ具体的には決まっていま  
せんけれども、午前の時間帯ということになるということで、榎町だと思いますがよろしく  
お願いします。お疲れ様でした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —